

高知市消防局訓令乙第1号

高知市消防局防災資器材貸出要綱を次のように定める。

令和2年11月30日

高知市消防局警防課長 堅田 学

## 高知市消防局防災資器材貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防災力向上のために行われる非営利の防災訓練で、高知市内に居住する市民(以下「市民」という。)に対し、消防署所に配備している防災資器材(以下「防災資器材」という。)の貸出しを行うために必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 防災資器材の貸出しを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、原則として防災資器材の貸出しを受けようとする日の14日前までに、防災資器材貸出申請書(様式第1号)により貸出先の各消防署所の長に申請しなければならない。

### (決定)

第3条 消防署所の長は、前条の規定による申込みを受理し適当と認めるときは、その旨を、防災資器材貸出決定通知書(様式第2号)により借受者に通知するものとする。

### (防災資器材の種類)

第4条 消防署所の長より、貸出しを行う防災資器材の種類については、別紙に定めるものとする。

### (貸出しの期間等)

第5条 防災資器材の貸出期間は、貸出日より14日以内とする。

2 防災資器材の貸出場所及び返却場所は、申請先の消防署所とする。

3 防災資器材の貸出時間及び返却時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (貸出料)

第6条 防災資器材の貸出料は、原則として無償とする。

### (借受者の責務)

第7条 借受者は、防災資器材の取扱いを統括し、安全管理に努めなければならない。

### (損害賠償)

第8条 借受者は、防災資器材を紛失又はき損したときは、直ちに事故報告書(様式第3号)により申請先の消防署所の長に報告するとともに、誠意をもって解決に当たらなければならない。

2 借受者は、前項の規定による事故が発生したときは、自己の負担において原状回復し、又は申請先の消防署所の長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、申請先の各消防署所の長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

3 借受者は、防災資器材の使用により、第三者に賠償すべき事故が発生したときは、その損害の責めを負い、必要な措置を講じなければならない。

(防災資器材記録票)

第9条 借受者は、防災資器材を返却するときは、防災資器材に防災資器材記録票（様式第4号）を添えて、申請先の消防署所の長に返却しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、警防課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。